

○小国町鍋ヶ滝公園の設置及び管理に関する条例

平成24年6月18日

条例第14号

改正 平成26年12月15日 条例第25号

平成28年3月9日 条例第10号

平成29年12月8日 条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、鍋ヶ滝公園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 自然景観の活用を図りながら地域住民及び来町者等の交流及び憩いの場として、広域的な観光事業を推進するとともに地域振興のための施設として、鍋ヶ滝公園を設置する。

(名称及び位置)

第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 鍋ヶ滝公園

位置 小国町大字黒淵4101番地他

(施設)

第4条 鍋ヶ滝公園には、次の施設を置く。

- (1) 直販所
- (2) 公園トイレ
- (3) 駐車場及び遊歩道
- (4) その他鍋ヶ滝公園の利用に必要な施設

(業務)

第5条 鍋ヶ滝公園は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 直販所の管理及び運營業務
- (2) 鍋ヶ滝公園設備内の清掃及び管理業務
- (3) 地域振興及び地域住民と来町者との交流促進業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、鍋ヶ滝公園の維持管理に関して町長が必要と認める業務

(施設の管理)

第6条 鍋ヶ滝公園の管理運営は、町長が行う。ただし、鍋ヶ滝公園の民主的かつ効果的な運用を図るため必要と認める場合は、鍋ヶ滝公園の一部又は全部を小国町公の施設管理者の指定等に関する条例(平成16年小国町条例第29号。以下「指定条例」という。)の規定により、法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 前項の規定により鍋ヶ滝公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、休業日を変更し、若しくは別に定め、又は営業時間を変更することができる。
- 3 第1項の規定により鍋ヶ滝公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条第4項及び第11条第4項中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第5条に掲げる業務

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が施設の管理上必要と認める業務

- 5 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は条例の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りではない。

(使用料金)

第7条 町長は、鍋ヶ滝公園施設の使用に係る料金(以下「使用料金」という。)を町の収入として收受する。ただし、第6条第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、使用料金を指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 使用料金は、別表第1に掲げる額とする。

- 3 使用料金は、前納とし、既納の利用料金は返還しない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

- 4 町長が必要と認めたときは、使用料金の全部又は一部を免除することができる。

(使用許可)

第8条 鍋ヶ滝公園施設の長時間使用又は独占的な使用については、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(使用制限)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 鍋ヶ滝公園内の自然景観等に損傷を与える恐れがあるとき。
- (2) 建物及び付属施設を損傷する恐れがあるとき。
- (3) 公益上又は管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他、使用が不相当と認められたとき。

(使用後の現状回復)

第10条 使用者は、使用が終わったときは、片付け及び清掃を行わなければならない。ただし、施設等を損傷した場合は、現状回復を行わなければならない。

(入園料)

第11条 鍋ヶ滝公園に入園しようとする者は、入園料を納付しなければならない。

2 町長は、[第6条第1項](#)の規定により鍋ヶ滝公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、入園料を指定管理者の収入として収受させることができる。

3 入園料は、[別表第2](#)に掲げる額とする。

4 町長が必要と認めるときは、入園料の全部又は一部を免除することができる。

(入園制限)

第12条 町長は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、入園を許可せず、若しくは公園内からの退去を求めることができる。

- (1) 鍋ヶ滝公園内の自然景観等に損傷を与える恐れがあるとき
- (2) 建物及び付属施設を損傷する恐れがあるとき
- (3) 入園者の安全が確保できないと認められるとき
- (4) その他、公益上又は管理上必要があると認められるとき

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、交付の日から施行する。

附 則(平成26年条例第25号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月8日条例第22号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

区分	使用料金
直販所	日額 500円
鍋ヶ滝公園(イベント)	別途、町長が定める

別表第2(第11条関係)

区分	入園料
大人(高校生以上)	300円
小学・中学生	150円
小学生未満	無料